

○交野市環境審議会設置条例

昭和 45 年 12 月 26 日
条例第 31 号

(設置)

第 1 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、交野市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(平成 24 条例 11・一部改正)

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、本市における良好な環境の保全及び創造に関する基本的事項を調査審議する。

(平成 24 条例 11・全改)

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 15 名以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係行政機関の職員
- (3) その他市長が適当と認めるもの

(会長及び副会長)

第 4 条 審議会に会長及び副会長 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

4 会長は、審議会を代表し、会務を総括し、会議の長となる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 6 条 審議会は、必要に応じ会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、その議事の審議に必要と認めたときは委員でないものを会議に出席させ意見を述べさせることができる。

(専門委員)

第 7 条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、審議会に専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(平成 24 条例 11・全改)

(部会)

第 8 条 審議会は、必要があると認めるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長及び副部会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、審議の経過及び結果を会長に報告しなければならない。

5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代行する。

6 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。

(平成 24 条例 11・追加)

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、環境部において処理する。

(昭和 46 条例 36・昭和 49 条例 33・平成 7 条例 6・平成 14 条例 29・一部改正、平成 24 条例 11・旧第 8 条繰下)

(補則)

第 10 条 この条例で定めるもののほか、審議会について必要な事項は市長が定める。

(平成 24 条例 11・旧第 9 条繰下)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 25 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 46 年 11 月 3 日から施行する。

附 則(昭和 46 年条例第 36 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 49 年条例第 33 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則(平成 7 年条例第 6 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成 7 年規則第 9 号で平成 7 年 5 月 1 日から施行)

附 則(平成 14 年条例第 29 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年条例第 11 号)

この条例は、公布の日から施行する。